

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年 1月 1日 至 令和5年 12月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 徳富歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市栄町5番17号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 11月 24日
- (4) 設立登記年月日 平成 元年 11月 28日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	徳富 健太郎	徳富歯科医院 管理者
理 事	徳富 千鶴	
同	大橋 裕美	
同	根岸 友紀	
監 事	徳富 紀子	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	徳富歯科医院	長崎県佐世保市栄町5番17号	なし

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年2月21日 令和4年度決算及び役員報酬改定の承認

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(3) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(5) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 3 - 4

法人名 医療法人 徳富歯科医院
所在地 長崎県佐世保市栄町5番17号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 5年 12月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,988	I 流 動 負 債	36,221
II 固 定 資 産	42,998	II 固 定 負 債	29,083
1 有 形 固 定 資 産	35,525	負 債 合 計	65,304
2 無 形 固 定 資 産	1,775	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	5,696	科 目	金 額
		I 資 本 金	6,106
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	△ 8,424
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	△ 2,318
資 産 合 計	62,986	負 債 ・ 純 資 産 合 計	62,986

様式4-2

法人名 医療法人 徳富齒科医院
所在地 長崎県佐世保市栄町5番17号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 1月 1日 至 令和 5年 12月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	96,727
2 事業費用	104,956
本来業務事業損失	8,229
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	8,229
II 事業外収益	5,306
III 事業外費用	375
経常損失	3,298
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期損失	3,298
法人税等	0
当期損失	3,298

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 徳富歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 佐世保市栄町 5 番 1 7 号

財 産 目 録
(令和 5 年 12 月 31 日現在)

1. 資 産 額	62,986 千円
2. 負 債 額	65,304 千円
3. 純 資 産 額	-2,318 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,988
B 固 定 資 産	42,998
C 資 産 合 計 (A + B)	62,986
D 負 債 合 計	65,304
E 純 資 産 (C - D)	△ 2,318

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳富歯科医院
理事長 徳富 健太郎 殿

私は、医療法人 徳富歯科医院の令和 5 年会計年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 2 月 17 日

医療法人 徳富歯科医院
監 事 徳富 紀子